

平成24年5月15日

第427回史跡めぐり

越谷市市政移動教室

宮内庁鴨場

消防本部

農業技術センター

資源環境組合

北部配水場

引率 顧問・増岡武司

NPO法人 越谷市郷土研究会

5 / 1 5 市政移動教室見学施設

◎宮内庁埼玉鴨場

4月～7月のみ見学可能。鴨猟の方法や鴨場を紹介するビデオを見た後、実際に鴨猟をする場所に案内します。環境保全区域に指定され、自然が残された数少ない場所です。

＝見学時間：60～90分 所在地 大林

◎越谷市消防本部・消防署

平成15年3月に完成し、防災拠点としての機能のほか、煙中避難体験・初期消火体験などができる防災体験コーナーを併設しています。

＝見学時間60分 所在地 大沢2-10-15 974-0136

◎農業技術センター

都市における安定的で効率的な農業経営を支援するために設置されました。東埼玉資源環境組合第一工場「リユース」の熱源を利用するなど「環境に優しい施設」としての工夫がなされています。平成22年からは観光農業を振興するため、いちご狩り（期間限定）体験を始めました。

また、農業技術センターを見学したあと農産物直売所「グリーン・マルシェ」を見学・農産物購入もできます。グリーン・マルシェでは、市内の生産農家が栽培した新鮮で安心安全な農産物や、地場産農産物を活用した漬物などの加工品を販売しています。

農業技術センター＝見学時間60分 所在地 増森1-69 969-0120

グリーン・マルシェ＝見学は午前中のみ30分 所在地 増林2-66 963-3003

◎東埼玉資源環境組合

5市1町から収集された燃えるごみを焼却処理する施設です。処理の仕方を分かりやすく紹介したビデオを見た後、工場内を見学します。《月・水曜不可》

＝見学時間90分 所在地 増林3-2-1 966-0121 計画課

◎北部配水場（越谷・松伏水道企業団）

老朽化した北部浄水場を建替え、北部配水場に更新。平成22年3月に完成しました。太陽光発電設備など環境に配慮された施設となっています。スリッパを持参ください。

＝見学時間60分 所在地 下間久里633

越谷・松伏水道企業団 966-3931（配水管理課）

鷹狩りとは、飼い馴らした鷹を使って鳥類を捕獲する狩猟の一種である。古代から中世にかけて朝鮮や中国・ヨーロッパなどで盛んに行われていたといわれるが、それはあくまでも一家族や部族の生存をかけた生活のための狩猟ではなく、武術の鍛練を兼ねた特定の権力者による遊猟として行われていたといえる。

わが国でも古代朝廷では鷹を使った狩猟を行っていたが、朝廷以外は一一般の庶民はもちろん、権門の間でもとくに許可を得た者ではない限り、鷹を飼ったり鷹を使うことは許されなかった。武家が政権を握った鎌倉期以降は、鷹狩りは貴族の風習として禁止され、弓や鎧・刀などによる大規模な猪狩りや鹿狩りにとって代わられたが、戦国期に入ると敵国の情勢を探る方便として鷹狩りを行う大名が多くなった。

また、江戸期に入ると徳川家康や秀忠は、鷹匠ら^{たかじやう}を職制に組み入れ盛んに鷹狩りを行なっている。しかし、誰でもが鷹を使ってよいということではなく、將軍自身かもしくはとくに許可を与えられた者以外は、たとえ朝廷であっても鷹を使うことは許さなかった。次いで三代將軍家光は、將軍や徳川一門の鷹狩りの場として御料(幕府領)私領寺社領の別なく江戸を中心とした近郊の地に特定の鷹場を制度として設定した。この鷹場には、代官をはじめ鷹匠・鳥見・餌指などの役人によって密猟その他さまざまな禁令にかかわる監視が続けられ、鷹場村々にとっては二重三重の支配を受けることになった。

この鷹場は、五代將軍綱吉の「生類憐み令」によって一時中断されたが、八代將軍吉宗によって復活され、鷹場の制度や鷹場の職制がさらに整備されてその機構の充実が図られた。この際も鷹を使う者は、將軍かその一門、あるいはとくに許された者に限られたが、これら狩猟に用いられた鷹は、いずれも將軍からのお預かりの鷹として丁寧に扱われた。また、鷹を使って捕獲する鳥の種類もそれぞれに定められていたが、このうち鶴や白鳥の捕獲は將軍か、もしくは徳川御三家にしか許されなかった。もっとも、鷹匠達により進物用の鶴や白鳥が差し支えなく調達されていたが、これはあくまでも將軍の代行ということであった。

將軍らの鷹狩りや鷹場の推移とその変遷は大きくみると、第一に徳川家康をはじめ秀忠・家光・家綱の鷹狩りと鷹場の設定。そして、綱吉による鷹場の廃止という近世前期の鷹場。第二に吉宗による鷹場制度の復活と、鷹場や職制の整備強化。第三に貨幣経済の農村への浸透による鷹場村々の変貌とそれに対処した鷹場機構の変質とに分けられる。



鷹
 一、江戸時代鷹狩り
 二、鷹場の設定
 三、鷹場の廃止
 四、鷹場の復活
 五、鷹場の整備強化
 六、鷹場の変質

寛政十一年
 一五八〇石
 二二〇〇石
 三〇〇〇石
 四〇〇〇石
 五〇〇〇石
 六〇〇〇石
 七〇〇〇石
 八〇〇〇石
 九〇〇〇石
 一〇〇〇〇石

白田又助
 三二〇〇石
 二二〇〇石
 一〇〇〇石

徳川氏による鷹場制度は、慶応三年に廃止されたが、この年十二月大政は朝廷に奉還された。次いで翌四年、鳥羽伏見の乱後、薩長を中心とした討幕軍によって江戸城は明け渡され、維新政府が樹立された。統一国家を目指した維新期の動乱と混乱がいちおう克服され、明治政府の基礎が固まった明治十一年、時の内務卿伊藤博文は、皇室の遊獵場を埼玉県内に設定したいのでその場所の選定をするよう県令に指示した。

これを受けた、白根多助埼玉県令は、早速遊獵場の選定にあたったが、同十六年五月時の県令吉田清英によって、東は江戸川を限り、西は陸羽道（四号国道）、北は権現堂を限った北足立・南埼玉・北葛飾の三郡、その延長南北十里、東西六里、面積およそ三万町歩の地を遊獵場と定め、これを江戸川筋御獵場と称した。さらに翌十七年六月には、陸羽道を限った区域を鳩ヶ谷から幸手に至る日光御成街道にまで拡張したが、これで遊獵場区域は三郡四十四カ村（明治二十二年の合併町村）に及んだ。なおこの地域を第一区、第二区と区分したが、このほか千葉県行徳地域を第三区と定めている。

もちろんこの地域は、水鳥の生息に適した低湿地帯で、江戸時代盛んに鷹狩りが催された地帯である。明治政府のこの遊獵場設定は、將軍に代わる皇室の絶対性を誇示するため江戸時代の鷹場を改めて復活させる意図があったものかは不明ながら、外国の貴賓などを接待するために設けられている西欧の王室を真似たのではないかともいわれている。

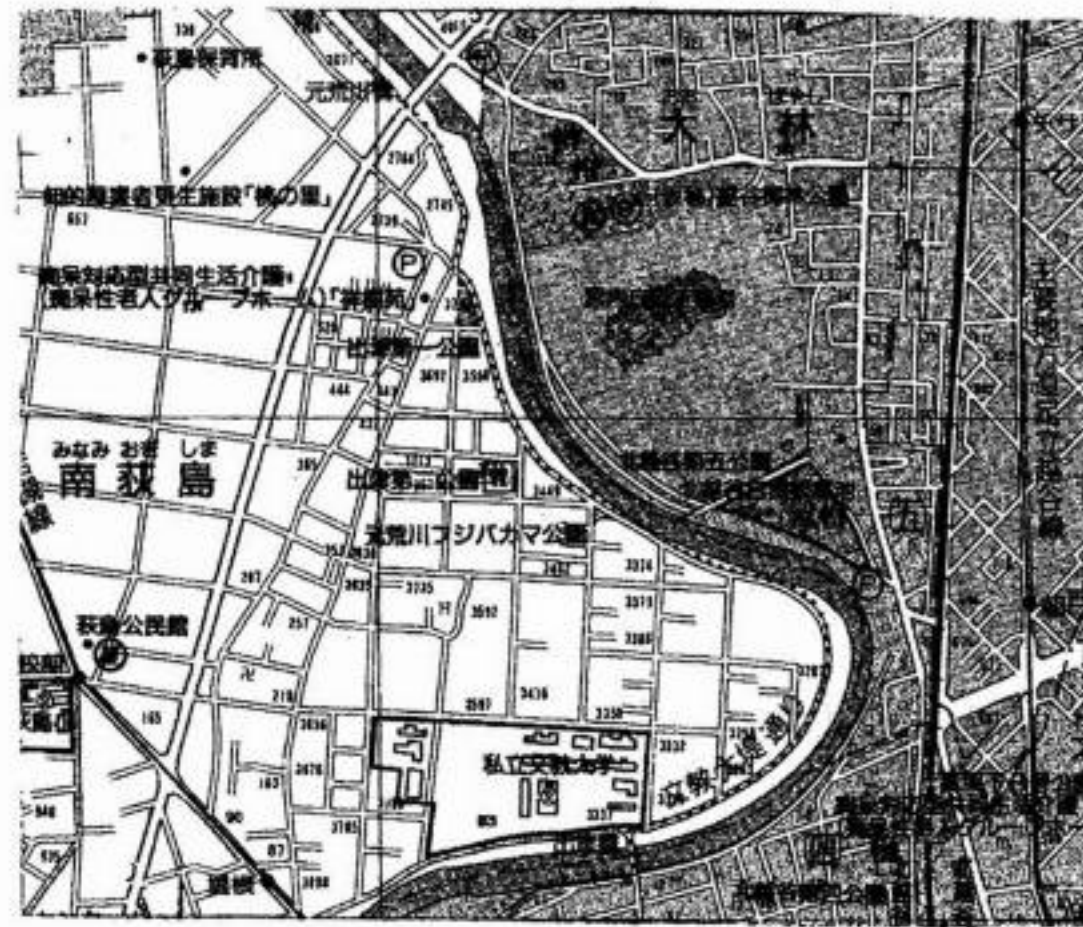
この間宮内省は、鴨の飛来が少なくなった皇室の遊獵場御浜御殿の代替地として、江戸川筋御獵場内南埼玉郡大袋村大字大林（現越谷市）の元荒川筋におよそ十町歩の地を買収し、明治四十年に工を起し翌四十一年十二月に完成させた。これを埼玉鴨場と称し、皇族や政府高官らが各国大公使及び貴賓などを接待して鴨猟を催す特定の場所とした。はじめは鷹を使って鴨などを捉えたが、次第にさで網での捕獲に替えられていった。

宮内省では最初、一、二区に監督守長および監守人（三区は取締役および取締人）を分駐させ、獵場内の取り締まり監督にあたらせたが獵場内町村の有力者も登用し、江戸川筋御獵場内監守人附屬として「御獵場見回方」に任命している。

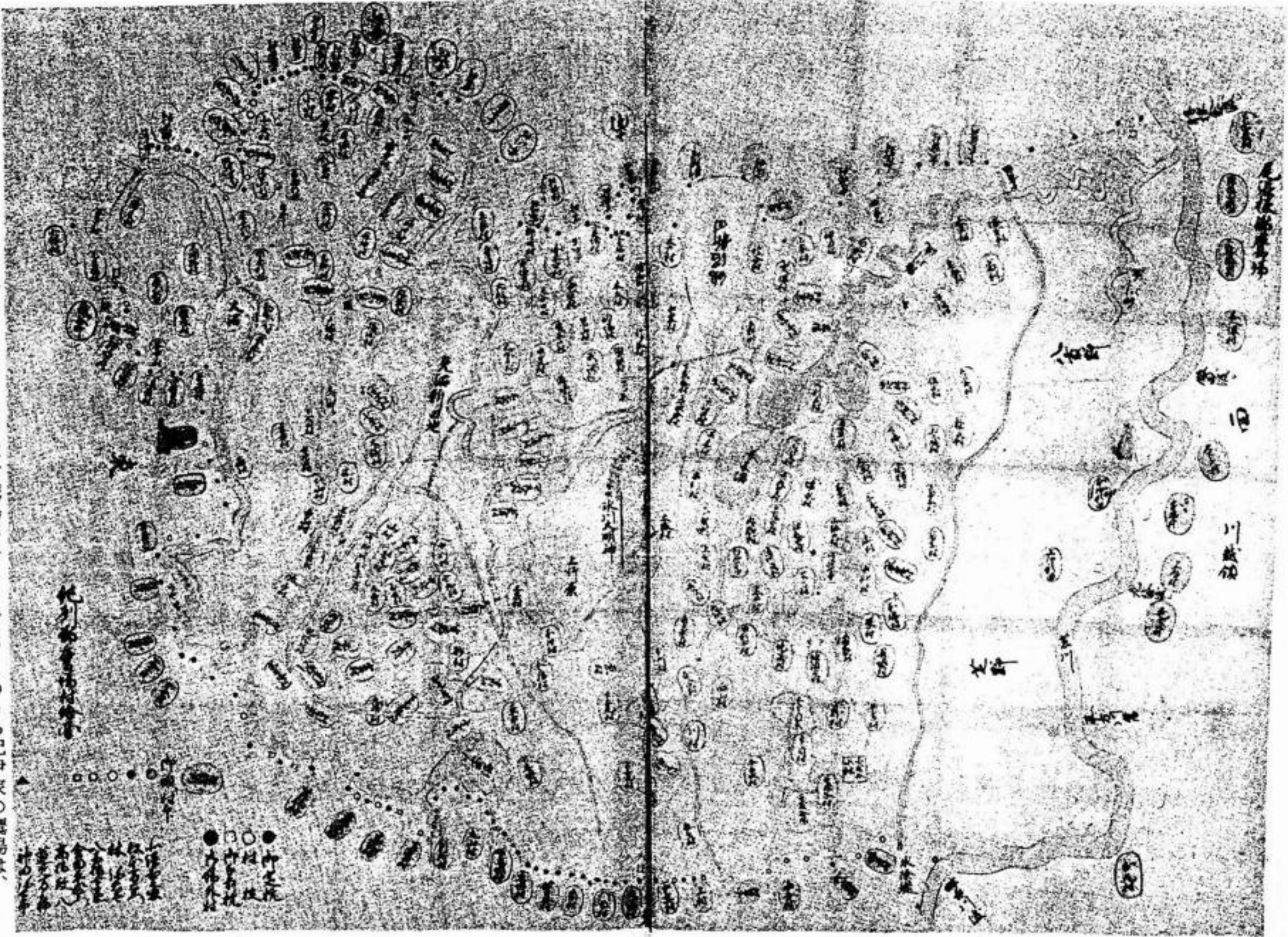
蒲生村の高山源兵衛、大房村の中村清太郎ら五人が最初に見回り人に任ぜられた



宮内庁埼玉鴨場



紀伊家鷹場



享保二年（一七二一）徳川御三家などに再び鷹場が与えられた。このうち紀伊家の鷹場は、指扇領や大宮領など十三カ領のほか、新たに足立郡鴻巣領・大谷領 赤山領など三十五カ村、添場として埼玉郡越ヶ谷領など高一万石余の地が紀伊家鷹場に組み入れられた。

こうして紀伊家鷹場の領域は、二百十カ村約六万一千二百余石の地域にわたった。

この鷹場設定の経過を「浦和史料」によってみると、まず享保二年五月、紀伊藩主が江戸城において將軍から鷹場を与えられる旨が達せられている。と同時に、公儀鳥見平山六左衛門と内山源五右衛門が関東郡代伊奈半左衛門の家臣二人の案内で、内定された紀伊家鷹場村々を訪れ、それぞれの支配者名や村高を調べ上げ、鷹場領域の確認にあたっている。

▲紀州御鷹場村絵図（県立文書館寄託会田家文書）

鶴と越谷

冬季はハンターが待ち望んでいた鳥類捕獲の解禁季節であり、狩猟を楽しむ人びとが獲物を求めて各地に出向いている。しかし、近頃は鳥獣の数も減少傾向にあるとみられ、鳥獣の保護区域や休猟区域が拡大されてハンターの活動もやりにくくなっているようである。

ところで、江戸時代領主が鷹を放って野鳥を狩猟する特定の地域を「鷹場」と称し、一般人の狩猟は堅く禁止されていたが、この禁猟地域は江戸を中心としたおよそ一〇里以内の地であった。これは狩猟を行う領主の獲物が少なくなるのを恐れるとともに、鳥獣の乱獲を防いで自然の保護をはかるためであったが、一つには狩猟にことよせ怪しい者が江戸に潜入するのを防止する措置であったともいわれる。

それでは越谷周辺の古い頃の鳥の生息状況はどのようなものであったろうか。天正十八年(一六五〇)八月関東に入国した徳川家康は、鷹狩りを行いながら民情視察を兼ねて関東各地を巡遊して歩いた。とくに越ヶ谷には慶長九年(一六〇四)、放鷹途次の休泊所として越ヶ谷御殿を設けしはば宿泊を重ねていたが、慶長十八年十一月には五日間の越ヶ谷御殿滞在中に一日に鶴を一七羽も捕獲したと上機嫌であった。なおこの鶴の肉は祝儀などで用いる吸物として最上の御馳走であったという。当時越谷地域は沼沢地が多く、鶴をはじめ水鳥の生息地として恰好の地であったので、とくに家康は好んで越ヶ谷を訪れていたのである。しかしこのときは鷹場という特別な地域は設定されておらず、領主が鷹狩りする場所がすな



鶴御成の図(葛飾区史から)

わち鷹場であった。この鷹場が制度化されたのは寛永五年(一六二八)のことであり、このときは八条領(現越谷市大成町や相模町を含む)を含んだ江戸からおおよそ五里以内の地域が將軍家鷹場に指定され、將軍のほか鑑札を所持した鷹匠頭以外の者の鳥類捕獲はきびしく禁じられた。次いで寛永十年には將軍家鷹場の外側、江戸からおおよそ一〇里以内の地に水戸家など徳川御三家の鷹場が設定されたが、このうち武州足立郡木崎領など一三か領が紀伊家の鷹場に与えられている。

その後五代將軍徳川綱吉の「生類憐み令」にともない、元禄六年(一六九三)徳川御三家などの鷹場は將軍家に返上されたが、同年九月には將軍家の鷹場も廃止となり、鷹部屋に飼われていた鷹は残らず伊豆の新島に解放された。次いで元禄九年には鷹匠や鳥見の役職も廃止され、鷹場制度は事実上廃されたが、その後も旧鷹場内での鳥獣殺生はきびしく取締られた。しかも鳥類保護の施策が打出され、旧鷹場内農民の負担は相変わらず重かったようである。

すなわち元禄九年三月、幕府は越ヶ谷領大間野沼(現大間野町)に丹頂鶴二羽と、七左衛門新田沼(現七左町)に真鶴一羽を放し飼いにしたが、この鶴の番人として地元の農民が数人監視にあたり、昼夜の別なく鶴が他所に飛んでいったときは、その状況と行った先をいちいち役所へ注進(報告)することが命じられている。さらに同十一年になると、この鶴の監視義務はいよいよきびしくなり、御料・私領・寺社領の別なく鶴が飛んでいった先の村では「何日逗留致候共、飛行候共、あるき申候共、御鶴心次第に致し、少しも追いつ候心得仕らず、村々にておくり申さざる様に仕るべく候」と達せられており、かつ番人をつけて六日目ごとに鶴の様子を江戸小日向町元御鷹御用屋敷内、寄合番支配岡田甚右衛門宛に注進するよう命じられていた。このほか鷹や雁などが巢をかけたときも、所の農民が巢の番をし、これを寄合番支配衆へ届けられることが義務づけられており、農民にとっては迷惑なことであったに違いない。

いずれにせよ、当時鶴がまだ越谷に生息していたとは現在と違って想像できないが、かつては豊かな越谷の自然に鶴が舞い遊んでいたことを思うとき、和やかな楽しい気分になる。それは遠い昔のことではなく今からおおよそ二八〇年ほど前のことである。

● 越谷の鷹場

鷹狩りは飼い馴らした鷹を山野に放って野鳥を捕える行事で、正式には放鷹ほうたうといった。本来は鍛錬と娯楽を兼ねたものであったが、戦国時代には政治的なねらいも強くなり、鷹狩りにことよせて領内の民情や、敵地の情勢をさぐるうとする傾向がみられた。

徳川家康はこの放鷹に熱中し、江戸入府後もしばしば近郊に放鷹に出かけているが、その一つに江戸から川越を経て忍に至り、引返して鴻巣から大宮、岩槻を経て、さらに越ヶ谷から千住に至る行程があった。その間折にふれて農民の直訴を受けて種々の取り調べを行うことが少なくなかった。

家康のころは放鷹を行う場所はとくに定められていなかったが、寛永五年(二二六)には江戸近郊の鷹場が指定された。それによると、江戸から大体五里程の距離の村々が將軍の鷹場として指定され、越谷の近辺では、隣接の草加地方までが組入れられていたようである。

次いで寛永十年には御三家にも鷹場があたえられ、その場所は將軍の鷹場の外側にあたり、江戸から五里から一〇里の間の地点にあつたようである。東から水戸・紀伊・尾張の順に配置された。また各家の鷹場の中間に、將軍の鷹場である提調場とくかばが設けられていた。

鷹場をあたえられる資格は、このほか三卿・家門・連枝・大藩主・幕府の重臣などにかぎられ、また借場といつて、將軍の鷹場を借りて放鷹した。越谷地方では、西の七左衛門から南の蒲生にかけて紀伊家の鷹場に指定され、さらに八条地区は、一時清水家の借場にもなっていた。

鷹場を實際に管理したのは鳥見役であるが紀伊家の鷹場では、享保十年(二七五)の御鷹場惣石高帳によると、八名の鳥見役が村数二一〇村、村高五万八一六三石九斗二升四合の地域を支配したが、越谷地方は大陣宿の本陣である会田家が管理する二五村、一万三七九石五斗の中に含まれていた。

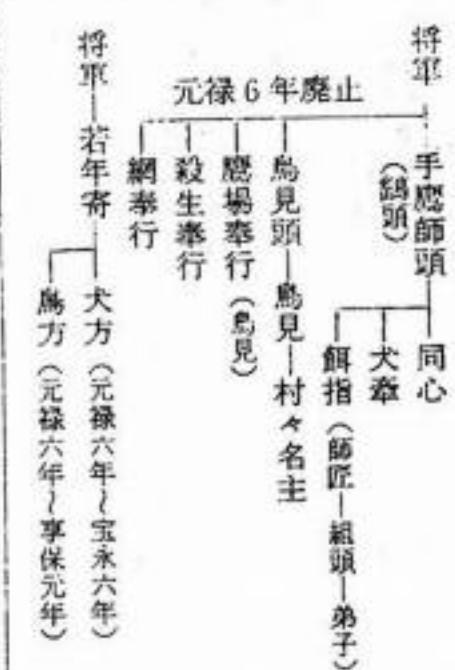
鳥見役の職務は、鷹場内の家作の新規取立をはじめ、新增築や水車などの許可、鷹狩りの道筋の屋敷改、屋根替、立木伐採の許可・地頭・村役人などの交代届・飼犬改・田船改、堀沼浚・餌の献上・殺生魚猟の取締・相撲・花火・芝居などの諸興行の取締など、農民生活の全般にわたって幅広い規制の権限を持っていた。

こうした鳥見役の権限は当時鷹場が支配関係を越えて設定されてきたことから領主の支配権を侵害する面もかなりあり、鳥見役の中には、この特権をかさに非常に威圧的な態度をとった者もあり、農民は二重の負担に苦しむことが多かった。

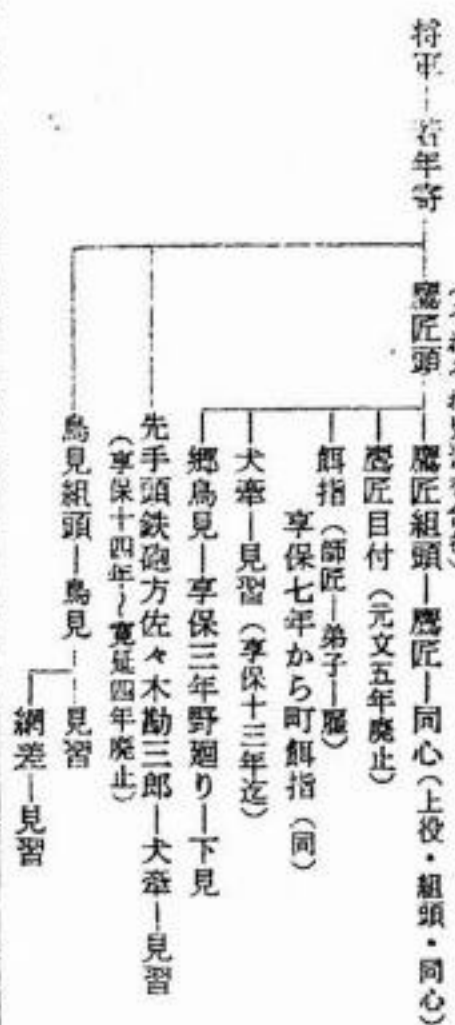


紀州鷹場鳥見役大門会田家長屋門

初期の鷹匠らの系統 (延宝八年十二月迄)



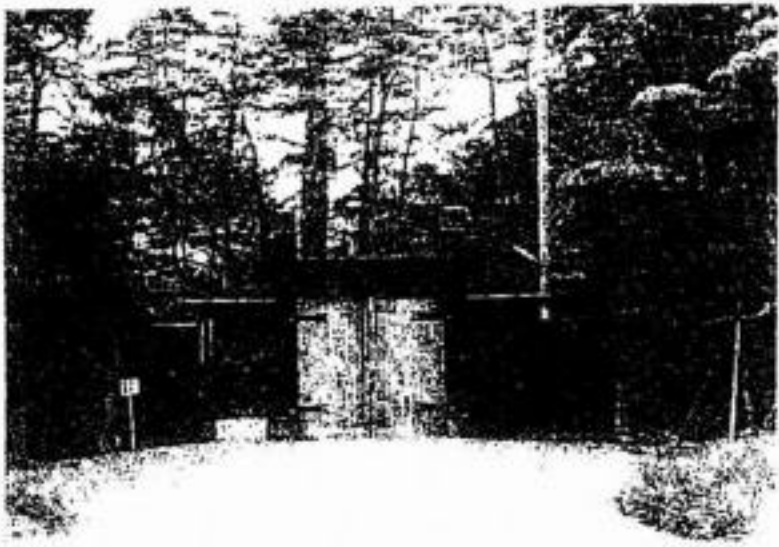
鷹場復活後の職制



埼玉鴨場

越谷市大林の宮内庁埼玉鴨場は、明治四十一年今からおよそ九十年ほど前につくられたおよそ一〇ヘクタールの面積をもつ御鷹場です。ここは外国からきたお客さんや天皇はじめ皇族方が鴨の猟をするために設けられた場所です。

この鴨は秋になるとシベリヤ方面からえさを求めて日本にやってきて、春になるとまた帰って行く渡り鳥ですが、秋から春にかけては数知れないほどの鴨が越谷の鴨場に集まりました。そして毎年のように外国のお客さんや皇族など、たくさんの方がこの鴨場をおとずれて鴨猟を楽しんでいました。昭和三十



埼玉鴨場の表門

十二年三月十一日にも、天皇、皇后、両陛下をはじめ皇太子や皇族がそろって鴨場をおとずれ鴨猟をたのしんでいました。このときの新聞記事によりますと、皇后陛下は初めての鴨猟であったため、獲ものは一羽だけだったとあります。またこの日越谷町民の多くは両陛下のお成りを知らなかったため、沿道の出迎えも少なく静かであったとも記されています。また昭和三十四年の秋にも皇太子御夫妻が鴨場をおとずれています。もとはこの鴨場に数万羽の鴨が集まったといいますが、今では都市化のえいきよりからか、集まる鴨は少なくなりつつあるといえます。でも越谷にはこの鴨場があるために、うっそうとした樹木が生い茂る、昔ながらの自然の緑地帯が残されています。一般の人はこの鴨場に自由に立ち入ることはできませんが、この緑地帯の今後をわたしたちはこれからもあたたかく見守っていきたいと思います。

〈注〉

天皇・皇后 ……昭和天皇・良子皇后
皇太子ご夫妻 ……現在の平成天皇・美智子皇后

本文の作成については越谷市立図書館小野館長様のご協力により資料をまとめました。

参考文献

越谷の歴史物語

(越谷市教育委員会)

御鷹場

(本間清利著)

天皇家の密使たち

附録・占領と天皇

(高橋 紘・鈴木邦彦共著)

鴨猟や宮内庁鴨場についての資料は、平成16

18年に増岡武司現顧問がご案内をさせていただきました。際に作成されたものです。

終戦秘話

高橋紘と鈴木邦彦の共著 『天皇家の密使たち——秘録・占領と皇室』

——鴨猟が初めて話題になったのは、おそらく第一回の天皇・マッカーサー会見のときである。天皇と通訳だけが会見室に入れられ、宮内大臣・石渡莊太郎以下の「お供」は別室で天皇の帰りを不安な面持ちで待っていた。そのとき総務局長・寛素彦が、マッカーサーの軍事秘書、准将ボナール・フェラーズと話題にするのである。

「宮廷には鴨猟というのがありましてね。あなた方のように、鉄砲で撃ち落すのではなく、網ですくうんです」

「へえ。どうやって飛んでいる鴨を網で捕えるんですか」

「鴨場には元溜もとどまりという大きな池がありましてね、そこに毎年一萬羽を超える鴨が秋になるとやって来ます。よく慣らしたアヒルを罠かまにして、深い溝に鴨を引き込むんですよ。入って来たところをレモンを輪切りにしたような形の網で捕えるんです」

「日本人は本来殺生が嫌いなんです。とくに皇室は昔から平和を愛好していますから。鉄砲でズドンというやり方は好まないんです」——

宮内省の鴨場の猟は、その後占領期間中、総司令部職員の人気行事になった。「天皇家の密使たち」は、さらにこう続けている。

「宮内省の鴨場では、二十年の秋ごろからGHQの高官を招いて鴨猟が行われた。天皇の「ダック・ネットィング」は非常に好評で、埼玉県越谷、千葉県市川のふたつの鴨場を使って、多い週は二度も三度も開かれた。GHQ内ではたちまち有名になり、参加希望者が殺到して一回二十人ほどの定員が、その倍に近いことしばしばだった」……